

第 19 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 22 年 10 月 25 日 (月) 15:30 ~ 17:40
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・ 首藤部会長、廣松委員、西郷専門委員、菅専門委員、近藤専門委員、野辺地専門委員
・ 審議協力者 (総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行)
・ 調査実施者 (岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長、江刺平成 24 年経済センサス準備室長、佐々木平成 24 年経済センサス準備室統括統計官、今井経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室長)
・ 事務局 (杉山内閣府統計委員会担当室参事官、坂井総務省国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

5 概 要

- (1) 事務局から、諮問の概要等について説明が行われた後、調査実施者から平成 24 年経済センサス-活動調査 (以下「本調査」という。) の実施計画の内容について説明が行われ、その後、各論点について審議が行われた。
- (2) 実施計画のうち、基本計画との関係については、実施計画の内容は適当であるとされた。ただし、基本計画で指摘されている本調査の実施時期の変更については、国民経済計算の精度維持を図る要請から変更されたものであり、国民経済計算の作成者である内閣府から意見を聴取する必要があるため、次回部会において、内閣府に意見聴取を行った上で、改めて判断することとされた。
- (3) 調査対象について、国及び地方公共団体の事業所を除外することは妥当であるとされ、調査対象名簿の作成方法については、商業登記簿情報等の行政記録情報が活用されており、これは基本計画の指摘等を踏まえて対応されており、妥当であるとされた。
- (4) 委員・専門員からの主な意見は以下のとおり。

< 基本計画との関係について >

本調査の実施計画については、国民経済計算の精度維持という観点からの要請が大きく影響している。このため、本調査の審議に当たっては、内閣府から意見を聴く必要がある。

回収率向上の観点から、調査票の督促・回収については、平成 24 年夏頃まで行うとい

うことであるが、本来、平成 23 年暦年のデータが欲しいところ、夏までに回収することで、平成 23 年の年度データを提出する事業所が多くなる可能性がある。調査実施者は、回収されたデータの精度について、どのように考えているのか。

報告者に対しては、暦年データでの報告が原則であることを周知し、協力をお願いするようにしていただきたい。

大企業が暦年データの提出が困難な理由としては、企業の立場として、四半期決算を行ってはいても、完全にオーソライズされていないものを外部に出すのは抵抗があるのではないかと。また、業種によっては、決算の際にまとめて売上げを計上するケースもある。

< 調査対象について >

本調査において国及び地方公共団体の事業所が除外されることに問題ない。むしろ、行政記録情報が活用されている具体的な例であり、好ましい。

労働保険情報等行政記録情報を活用することの利益は大きいですが、それにはデータの精査等の変な事務負担が必要となる。行政記録情報の活用にあたっては、長期的に手法を開発していかなければならない点を理解して取り組むことが必要である。

本調査では、商業登記簿情報を活用することとされているが、登記されていない事業所の存在も考えると、郵政事業や情報通信事業の有する情報等の活用も考えることはできないか。

< その他 >

本調査の調査票は、24 種類と多く、一つ一つ確認しては時間が足りない。本部会において、どのように審議を進めていくのか示してほしい。

6 次回予定

平成 22 年 11 月 8 日 (月) 13 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。